

# 新城市が実施する 自動販売機設置に係る入札説明書

この入札に参加するには、申込みが必要です。

入札に参加希望の方は、この入札説明書をよくお読みになり、内容を十分確認したうえで、御参加ください。

入札書の事前提出方法による入札となります。開札当日に会場にお越しいただく必要はありません。

## 【参加申込み受付期間】

令和7年1月15日（水）から令和7年2月5日（水）まで

（簡易書留郵便による提出可。持参の場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時まで。）

## 【参加申込書提出先】

〒441-1392 新城市字東入船115番地

新城市役所 総務部資産管理課（本庁舎3階）

電 話 0536-23-7614

メール shisan@city.shinshiro.lg.jp

# 新城市

## 目 次

1	貸付物件の概要（詳細は別紙自動販売機設置仕様書のとおり）	1
2	入札参加資格	1
3	契約上の条件等	2
4	入札参加申込及び入札書提出方法	4
5	質問及び回答	4
6	開札日時及び場所	4
7	入札保証金	5
8	入札金額	5
9	入札	5
10	入札の中止	6
11	落札者の決定方法	6
12	入札参加資格の確認	6
13	落札者（設置事業者）の公表等	6
14	契約の締結	6
15	貸付料の納付	6
16	契約保証金	6
17	その他	7
18	問い合わせ先	7
	第1号様式 競争入札参加申込書兼誓約書	8
	第2号様式 質問書	9
	第3号様式 入札書	10
	第4号様式 競争入札参加資格確認申請書	11
	委任状	12
	市有財産賃貸借契約書（案）	13～15
	自動販売機設置仕様書	16～28

1 貸付物件の概要（詳細は別紙自動販売機設置仕様書のとおり）

番号	施設名	所在地	貸付面積	貸付区分
1	新城市保健センター	新城市矢部字上ノ川 1番地8	幅180cm× 奥行100cm	屋外
2	新城市消防防災センター	新城市平井字新栄83 番地	幅400cm× 奥行100cm	屋内
3	作手B&G海洋センター	新城市作手白鳥字 鬼久保5番地23	幅200cm× 奥行80cm	屋内
4	新城市役所本庁舎	新城市字東入船115 番地	幅190cm× 奥行100cm	屋内
5	新城市役所東庁舎	新城市字東入船6番地 1	幅160cm× 奥行110cm	屋内
6	鳳来総合支所	新城市長篠字仲野16 番地11	幅170cm× 奥行80cm	屋内
7	新城市作手診療所	新城市作手高里字 縄手上10番地1	幅150cm× 奥行90cm	屋内
8	新城市つくで交流館	新城市作手高里字 縄手上28番地1	幅200cm× 奥行100cm	屋外
9	有海緑地公園	新城市有海字鳥影 1番地2	幅200cm× 奥行100cm	屋外
10	新城市学校給食センター	新城市川路字萩平 1番地158	幅140cm× 奥行80cm	屋内
11	西部公民館	新城市杉山字道目記 24番地	幅140cm× 奥行80cm	屋内
12	海老構造改善センター	新城市海老字千原田 5番地1	幅140cm× 奥行80cm	屋外
13	鳥原児童館	新城市日吉字下畑81 番地	幅150cm× 奥行80cm	屋外
14	美谷駐車場	新城市能登瀬字上ノ段 55番地22	幅200cm× 奥行80cm	屋外

※コンセントからの距離を事前に御確認ください。貸付面積には、回収ボックス設置面積を含みます。また、自動販売機の機種によっては、販売品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障が生じる場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。確認の際は、仕様書に記載の連絡先に事前に電話で御連絡をお願いします。

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

- (2) 法人にあつては愛知県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いていること。個人にあつては新城市に住所を有すること。
- (3) 新城市に入札参加資格がある者にあつては、入札公告の日から落札決定までの間、新城市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 入札公告の日から落札決定までの間、「新城市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成23年3月31日付け新城市長、新城警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る)について、3年以上の実績を有すること。
- (7) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (8) 新城市に対し納税義務のある者にあつては、市税等を滞納している者でないこと。

### 3 契約上の条件等

- (1) 自動販売機の契約は、自動販売機の設置を目的とする土地の賃貸借契約であり、借地借家法の適用はありません。
- (2) 設置台数  
自動販売機1台の設置とします。
- (3) 貸付期間  
令和7年4月1日から令和10年3月31日までとし、更新はありません。(設置、撤去及び原状回復期間を含む。)
- (4) 貸付料  
新城市が設定する最低貸付価格以上で、最高の入札価格を貸付価格(年額)とします。
- (5) 必要経費  
自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。  
また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。市の施設から電気の供給を受ける物件で、計量機器(子メーター)が設置できる自動販売機は、各設置事業者において計量機器(子メーター)を設置し、その指示値により計算した実費相当額を、新城市が指定する期限までに全額納付してください。計量機器(子メーター)が設置できない場合は、機器の年間消費電力量のカタログ値から算出した年間電気料相当額を、新城市が指定する期限までに全額納付してください。この方法によりがたい場合は、月額3,000円を、新城市が指定する期限までに納付してください。  
電気の引き込みに伴い必要となる工事及び諸手続きは、設置事業者が行い、その費用についても設置事業者の負担とします。
- (6) 自動販売機の仕様  
設置する自動販売機については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

- ア 省エネルギー、ノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- イ デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めたものとする。
- ウ 新旧 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できること。

(7) 販売品目等の条件

- ア 販売品目は、コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水とし、アルコール類（アルコール類に準じる飲料水も含む。）の販売は行わないこと。また、缶、ビン、ペットボトル等の密閉式の容器で販売すること。
- イ 販売価格は、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ウ 物件番号 2（新城市消防防災センター）については、一部食品類等の販売も可とする。なお、食品類等の種類については、施設管理者と協議すること。
- エ 物件番号 2（新城市消防防災センター）と物件番号 4（新城市役所本庁舎）については、災害時にも自動販売機が稼働できるように、非常用電源として自動販売機庫内の飲料を全て取り出せるだけのバッテリーを備え付けているか、バッテリーを内蔵しない場合も災害時に自動販売機庫内の飲料を全て取り出せる機能を備え付けていること。

(8) 使用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 賃貸料を期限までに確実に納付すること。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ウ 自動販売機の設置及び管理運営は設置事業者の責任のもと、適切に行うこと。

(9) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 商品補充、金銭管理等自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任のもと、適切に行うこと。  
なお、商品が盗難等により紛失したとき及び自動販売機が汚損し、又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。また、賞味期限等に留意して、商品管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する飲料等の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行うこと。また、回収ボックスから使用済みの容器が溢れたりすることがないように回収頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理に努めること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機の設置にあたっては、設置事業者の負担により転倒防止等の必要な安全措置を行うこと。
- オ 自動販売機の故障、問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(10) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、

有益費その他一切の費用について、設置事業者は補償を新城市に請求することができません。

(11) 設置及び販売開始の時期

各所管部署と協議のうえ、貸付期間開始日から14日以内に自動販売機を設置し、販売を開始すること。

4 入札参加申込及び入札書提出方法

(1) 受付期間

令和7年1月15日（水）から令和7年2月5日（水）まで

(2) 受付場所

新城市役所 総務部資産管理課（本庁舎3階）

(3) 提出書類（各1部）

様式は新城市ホームページからダウンロードしてください。

ア 競争入札参加申込書兼誓約書（第1号様式）

※賃貸借契約は申込人名義で行います。

イ 委任状（入札に関する一切の権限を代理人に委任する者のみ）

※入札参加申込みを本社名で行い、入札書の記名押印を支社（支店）名で行う場合は、本社社長から支社（支店）長への委任状が必要になります。

ウ 入札書（第3号様式）

※以下の「9 入札」に記載した内容に御注意ください。

(4) 提出方法

持参又は簡易書留郵便による郵送により提出してください。ただし、上記の受付期間内に必着とします。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後4時まで  
郵送の場合は、入札書を以下の「9 入札」のとおり中封筒に入れてください。入札書を入れ封印した中封筒を、競争入札参加申込書兼誓約書及び委任状（入札に関する一切の権限を代理人に委任する者のみ）とともに、郵送用の外封筒に入れてください。

5 質問及び回答

(1) 質問期限

令和7年1月24日（金）午後4時まで

(2) 提出方法及び提出場所

質問は、文書により新城市役所総務部資産管理課へ直接お持ちいただくか、メールで提出してください。

質問書の様式（第2号様式）は、新城市ホームページからダウンロードしてください。

(3) 回答日

令和7年1月29日（水）午後3時から

(4) 回答方法

新城市ホームページで回答書を公表します。

## 6 開札日時及び場所

入札書の事前提出方法による入札となります。開札当日に会場にお越しいただく必要はありません。開札は当該入札事務に関係のない新城市職員が立会いのもと執行します。

### (1) 日時

令和7年2月14日（金）午前10時

### (2) 場所

新城市役所 会議室4-1（本庁舎4階）

## 7 入札保証金

免除

## 8 入札金額

(1) 入札書に記載する金額は、年額とする。

(2) 落札価格については、すべて入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を入札書に記載すること。

## 9 入札

(1) 入札は、指定の入札書（第3号様式）を使用してください。

(2) 入札書（様式第3号）を封筒（市販の封筒）にのり付けして封入し、入札書に押印した印鑑で封緘印を押印するとともに、その封筒に物件番号、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名）を記入してください。なお、提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引換え、又は撤回することはできません。

(3) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥字又は金字を付け、円未満の端数は記入しないでください。

(4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加者の資格を有しない者のした入札

イ 入札に際して連合等による不正行為があった入札

ウ 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札

エ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

オ 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札

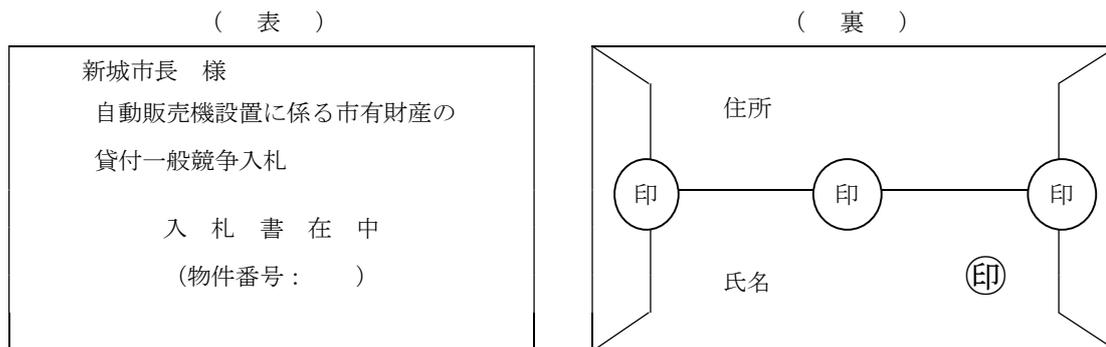
カ 入札書の記載事項が確認できない入札又は入札書の記名若しくは押印のない入札

キ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

ク 前各号の他、あらかじめ指示した事項に違反した入札

(5) 入札は、1者（社）の場合でも実施します。

## 封筒の様式



### 1.0 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

### 1.1 落札者の決定方法

- (1) 最低貸付価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、後日資格審査を行った上で決定します。なお、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者のした入札を無効とし、次に高い価格を提示した者を落札候補者とします。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者(社)以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定します。

### 1.2 入札参加資格の確認

落札候補者となった者は、新城市が指定する期日までに次の書類を提出してください。期日までに提出されないときは、入札が無効となる場合があります。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書(第4号様式)
- (2) 証明書類(発行日から3か月以内のもの)
  - ア 法人の場合、法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し
  - イ 個人の場合、住民票の写し
  - ウ 自動販売機の設置業務において、3年以上の実績がわかるもの(新城市において実績がある場合は不要)
  - エ 新城市税の未納がないことの証明書 ※法人は該当者のみ  
法人の場合、新城市内に本店、支店、営業所又は事務所がある者
- (3) 設置予定の自動販売機のカatalog (写し可)

### 1.3 落札者(設置事業者)の公表等

落札者の決定後、新城市ホームページで落札者名、落札金額及び入札参加者数を公表します。

### 1.4 契約の締結

- (1) 書面により契約書を作成するものとします。

- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 賃貸借契約は申込人名義で行います。
- (4) この賃貸借契約は、貸付期間の満了をもって終了し、更新はありません。

#### 1.5 貸付料の納付

貸付料は、各年度、新城市が発行する納入通知書により、新城市が指定する期日までに全額納入してください。また、既に納付した貸付料は返還しません。

#### 1.6 契約保証金

免除

#### 1.7 その他

その他定めのない事項は、新城市契約規則（平成17年新城市規則第37号）及び新城市入札執行事務処理要綱によることとします。

#### 1.8 問い合わせ先

〒441-1392 新城市字東入船115番地  
新城市役所 総務部資産管理課  
電話 0536-23-7614  
メール shisan@city.shinshiro.lg.jp

# 競争入札参加申込書兼誓約書

令和 年 月 日

新城市長 殿

住所

氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者氏名)

令和7年2月14日執行の下記物件の競争入札に参加を申し込みます。

なお、入札説明書に記載の入札参加資格を満たしていることを誓約し、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

## 記

### 1 貸付物件番号及び施設名

申込	物件番号	施設名	所在地
	1	新城市保健センター	新城市矢部字上ノ川1番地8
	2	新城市消防防災センター	新城市平井字新栄83番地
	3	作手B&G海洋センター	新城市作手白鳥字鬼久保5番地23
	4	新城市役所本庁舎	新城市字東入船115番地
	5	新城市役所東庁舎	新城市字東入船6番地1
	6	鳳来総合支所	新城市長篠字仲野16番地11
	7	新城市作手診療所	新城市作手高里字縄手上10番地1
	8	新城市つくで交流館	新城市作手高里字縄手上28番地1
	9	有海緑地公園	新城市有海字鳥影1番地2
	10	新城市学校給食センター	新城市川路字萩平1番地158
	11	西部公民館	新城市杉山字道目記24番地
	12	海老構造改善センター	新城市海老字千原田5番地1
	13	鳥原児童館	新城市日吉字下畑81番地
	14	美谷駐車場	新城市能登瀬字上ノ段55番地22

※ 入札に参加する物件の申込欄に○を付けてください。

### 2 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

第2号様式

# 質 問 書

令和 年 月 日

新城市長 殿

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

物件番号 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

質問事項

[記入担当者・連絡先等]

- (1) 担当者名
- (2) 部課名
- (3) 連絡先

物件番号	
------	--

第3号様式

# 入 札 書

令和 年 月 日

新城市長 殿

入札者 住所

氏名

印

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

下記のとおり入札します。

記

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金 額									

ただし、下記施設名の自動販売機設置の入札金額

施設名 \_\_\_\_\_

第4号様式

## 競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

新城市長 殿

住所

氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者氏名)

下記物件の競争入札において、落札候補者となりましたので、競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札執行日

令和7年2月14日

2 物件番号：

施設名：

3 添付書類

〔記入担当者・連絡先等〕

(1) 担当者名

(2) 部課名

(3) 連絡先

(注) 添付書類は、入札説明書に記載の書類名を記入してください。



市有財産賃貸借契約書（案）

賃貸人 新城市（以下「賃貸人」という。）と賃借人 （以下「賃借人」という。）とは、次の条項により民法（明治29年法律第89号）601条の規定による賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 賃貸人、賃借人双方は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 賃貸人は、その所有する次に掲げる物件（以下「賃貸借物件」という。）を賃借人に貸し付け、賃借人は、これを借り受ける。

施設名	所在地	貸付面積

（使用目的）

第3条 賃借人は、賃貸借物件を自動販売機の設置のために使用し、その他の用途には使用しないものとする。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとし、契約の更新及び期間の延長は行わない。

（賃貸借料）

第5条 賃貸借料は、年額【落札金額】円とする。ただし、賃貸借期間に1年に満たない端数期間がある場合の当該端数期間に係る賃貸借料は、日割計算により算出した額とする。この場合、1円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てる。

2 賃借人は、前項の賃貸借料を賃貸人の発行する納入通知書により、賃貸人が指定する期日までに支払うものとする。

（遅延損害金）

第6条 賃貸人は、賃借人が前条に定める期日までに賃貸借料を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）

第8条第1項に基づき計算して得た金額に相当する遅延利息を賃借人に請求することができる。

（費用負担）

第7条 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は賃借人が負担する。

2 自動販売機の電気料は賃借人の負担とし、賃貸人の発行する納入通知書により、賃貸人が指定する期日までに支払うものとする。

（実地調査等）

第8条 賃貸人は、賃貸借物件について使用状況及び販売状況を調査するため、賃借人に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 賃貸人は、賃借人が提出した報告に疑義のあるときは、自ら実地調査し、賃借人に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることが

できるものとする。

- 3 賃借人は、正当な理由がなく報告又は資料の提出を怠ったり、拒んだりしてはならない。

(契約不適合責任)

第9条 賃借人は、この契約締結後、賃貸借物件が数量の不足等契約の内容に適合しないものであることを発見しても、賃貸借料の減額又は損害賠償の請求ができないものとする。

(維持管理)

第10条 賃借人は、賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

- 2 賃貸借物件の使用に係る社会通念上の維持管理に要する費用は、賃借人が負担するものとする。

(第三者に損害を及ぼした場合の措置)

第11条 賃借人は、賃貸借物件の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、賃借人の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、賃借人の負担において賠償しなければならない。

(転貸の禁止等)

第12条 賃借人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 賃貸借物件を転貸し、又は賃貸借物件の賃借権を譲渡しないこと。
- (2) 賃貸借物件の形質及び使用状況を変更しないこと。
- (3) 賃貸借物件を第3条の目的以外に使用しないこと。

(住所等の変更の届出)

第13条 賃貸人又は賃借人は、その住所(所在地)又は氏名(名称)を変更したときは、相手方に届け出なければならない。

(契約の解除)

第14条 賃貸人及び賃借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 賃借人がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 賃借人が賃貸借料の支払いを正当な理由なく滞ったとき。
- (3) 賃貸人のほか、国又は他の地方公共団体において公用又は公共の用に供するため、この財産を必要とするとき。
- (4) 賃借人が、本契約に係る「自動販売機設置に係る一般競争入札説明書」に定める入札参加資格(以下「入札参加資格要件」という。)を偽って入札に参加したことが明らかになったとき、又は入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (5) 賃借人の都合により、本契約に基づき設置した自動販売機に係る事業の継続が困難であることについて書面による申し出があり、これを賃貸人が認めたとき。この場合、賃借人は契約解除の3か月前までに書面で賃貸人に通知するものとする。

(賃貸借料の返還)

第15条 賃貸人は、賃借人の都合により本契約を解除した場合は、既納の賃貸借料を返還しないものとする。ただし、第14条第3号の規定により、本契約が解除されたときは、既納の賃貸借料のうち、賃借人が賃貸借物件を返還した日以降の未経過期間の賃貸借料を日割り計算により返還する。この場合、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を返還する。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 賃借人は、第4条に規定する賃貸借期間が満了した場合、又は前条の規定により契約の解除があった場合において、賃貸借物件を返還するときは、賃借人が支出した有益費及び必要経費等があっても、賃貸人に対してその償還等を請求することができない。

(賃貸借物件の返還)

第17条 賃借人は、賃貸借期間が満了したとき、又は第14条の規定によりこの契約が解除されたときは、自己の負担で賃貸借物件を原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸借物件が賃借人の責に帰すことができない理由により滅失し、若しくは損傷しているとき、又は賃貸人が賃貸借物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(損害賠償)

第18条 賃借人は、この契約に規定する義務を履行しないために賃貸人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として賃貸人に支払わなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に関し疑義が生じたときは、賃貸人、賃借人協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、賃貸人、賃借人双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人 新城市字東入船115番地  
新城市  
新城市長 下江洋行

賃借人

## 自動販売機設置仕様書

物件番号	1
施設名	新城市保健センター
所在地	新城市矢部字上ノ川1番地8
連絡先	健康課 電話0536-23-8551
設置場所	屋外
設置台数	1台
貸付面積	幅180cm×奥行100cm
種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水
最低貸付価格	年額2,600円
その他	令和5年度年間売上本数：1,648本 クーリングシェルター（新城市指定暑熱避難施設）、災害時医療救護所 電気の引き込みが必要です。

施設外観



設置箇所



## 自動販売機設置仕様書

物件番号	2
施設名	新城市消防防災センター
所在地	新城市平井字新栄83番地
連絡先	消防総務課 電話0536-22-4801
設置場所	屋内(1階)
設置台数	1台
貸付面積	幅400cm×奥行100cm
種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水 一部食品類等も可とする
最低貸付価格	年額67,632円
その他	令和5年度年間売上本数：13,012本 食品類等については、下記写真のような簡易的な方式でも、飲料と一体型の方式でも差し支えありません。 災害時に自動販売機庫内の飲料を全て取り出せる機能を備え付けてください。

施設外観



設置箇所



## 自動販売機設置仕様書

物件番号	3
施設名	作手B&G海洋センター
所在地	新城市作手白鳥字鬼久保5番地23
連絡先	生涯共育課 電話0536-38-1431
設置場所	屋内(1階)
設置台数	1台
貸付面積	幅200cm×奥行80cm
種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水
最低貸付価格	年額3,612円
その他	令和5年度年間売上本数：2,958本 運動施設あり(体育館、プール、グラウンド) 休館日：毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)

施設外観



設置箇所



## 自動販売機設置仕様書

物件番号	4
施設名	新城市役所本庁舎
所在地	新城市字東入船115番地
連絡先	行政課 電話0536-23-7611
設置場所	屋内（1階東側）
設置台数	1台
貸付面積	幅190cm×奥行100cm
種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水
最低貸付価格	年額68,532円
その他	令和5年度年間売上本数：12,804本 クーリングシェルター（新城市指定暑熱避難施設） 災害時に自動販売機庫内の飲料を全て取り出せる機能を備え付けてください。

施設外観



設置箇所



## 自動販売機設置仕様書

物件番号	5
施設名	新城市役所東庁舎
所在地	新城市字東入船6番地1
連絡先	行政課 電話0536-23-7611
設置場所	屋内(2階)
設置台数	1台
貸付面積	幅160cm×奥行110cm
種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水
最低貸付価格	年額16,032円
その他	令和5年度年間売上本数：2,447本

### 施設外観



### 設置箇所



## 自動販売機設置仕様書

物件番号	6
施設名	鳳来総合支所
所在地	新城市長篠字仲野16番地11
連絡先	鳳来地域課 電話0536-22-9933
設置場所	屋内(1階)
設置台数	1台
貸付面積	幅170cm×奥行80cm
種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水
最低貸付価格	年額69,960円
その他	令和5年度年間売上本数：3,464本(令和5年5月より設置) 令和5年度施設年間利用者数：18,000人(併設施設あり) クーリングシェルター(新城市指定暑熱避難施設)

施設外観



設置箇所



## 自動販売機設置仕様書

物件番号	7
施設名	新城市作手診療所
所在地	新城市作手高里字縄手上10番地1
連絡先	作手診療所 電話0536-37-2133
設置場所	屋内(1階)
設置台数	1台
貸付面積	幅150cm×奥行90cm
種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水
最低貸付価格	年額6,360円
その他	令和5年度年間売上本数：1,163本 令和5年度施設年間利用者数：6,530人

施設外観



設置箇所



## 自動販売機設置仕様書

物件番号	8
施設名	新城市つくで交流館
所在地	新城市作手高里字高縄手上28番地1
連絡先	作手地域課 0536-25-7875
設置場所	屋外
設置台数	1台
貸付面積	幅200cm×奥行100cm
種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水
最低貸付価格	年額2,600円
その他	令和5年度年間売上本数：1,159本 令和5年度施設年間利用者数：7,095人 クーリングシェルター（新城市指定暑熱避難施設） 休館日：毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）

施設外観



設置箇所



## 自動販売機設置仕様書

物件番号	9
施設名	有海緑地公園
所在地	新城市有海字鳥影1番地2
連絡先	生涯共育課 0536-23-7639
設置場所	屋外
設置台数	1台
貸付面積	幅200cm×奥行100cm
種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水
最低貸付価格	年額2,600円
その他	令和5年度年間売上本数：1,524本 運動施設あり（野球場、テニスコート）

施設外観



設置箇所



## 自動販売機設置仕様書

物件番号	10
施設名	新城市学校給食センター
所在地	新城市川路字萩平1番地158
連絡先	学校給食課 電話0536-22-9906
設置場所	屋内(2階)
設置台数	1台
貸付面積	幅140cm×奥行80cm
種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水
最低貸付価格	年額89,256円
その他	令和6年7月新築

施設外観



設置箇所



## 自動販売機設置仕様書

物件番号	11
施設名	西部公民館
所在地	新城市杉山字道目記24番地
連絡先	生涯共育課 電話0536-23-6353
設置場所	屋内(1階)
設置台数	1台
貸付面積	幅140cm×奥行80cm
種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水
最低貸付価格	年額15,888円
その他	令和5年度施設年間利用者数：20,276人 指定避難所、クーリングシェルター(新城市指定暑熱避難施設) 運動施設あり(武道場、体育館、グラウンド) 休館日：毎週月曜日

施設外観



設置箇所



## 自動販売機設置仕様書

物件番号	12
施設名	海老構造改善センター
所在地	新城市海老字千原田5番地1
連絡先	生涯共育課 電話0536-23-7639
設置場所	屋外
設置台数	1台
貸付面積	幅140cm×奥行80cm
種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水
最低貸付価格	年額2,600円
その他	令和5年度施設年間利用者数：1,615人 指定避難所 休館日：毎週月曜日

施設外観



設置箇所



## 自動販売機設置仕様書

物件番号	13
施設名	鳥原児童館
所在地	新城市日吉字下畑81番地
連絡先	こども未来課 電話0536-23-7622
設置場所	屋外
設置台数	1台
貸付面積	幅150cm×奥行80cm
種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水
最低貸付価格	年額2,600円
その他	令和5年度施設年間利用者数：4,332人 電気の引き込みが必要です。ポストの移動は可能です。 休館日：毎週月曜日、祝日（こどもの日は開館）

施設外観



設置箇所



## 自動販売機設置仕様書

物件番号	14
施設名	美谷駐車場
所在地	新城市能登瀬字上ノ段55番地22
連絡先	観光課 電話0536-23-7613
設置場所	屋外
設置台数	1台
貸付面積	幅200cm×奥行80cm
種別	コーヒー、お茶、スポーツドリンクその他の清涼飲料水
最低貸付価格	年額2,600円
その他	令和5年度施設年間利用者数：11,770人 電気の引き込みが必要です。 自然公園法第2種特別地域に該当するため、手続きが必要です。

施設外観



設置箇所

